

## ○ 鳥取大学大学院学則第35条第4号の規定に基づく基準

〔平成元年5月29日  
連合農学研究科要項等第8号〕

鳥取大学大学院学則(平成16年鳥取大学規則第56号)第35条第4号に規定する連合農学研究科博士課程の入学資格に基づき、入学者選抜試験を受けることのできる者は、下記の認定基準の要件をすべて満たすものとする。

### 記

- 1 大学の学部を卒業後、各種の教育、研究機関や企業等において研究等に従事した期間が、入学時(その年度の4月1日とする。)に2年以上経過している者であること。
- 2 著書、学術論文、学術講演、学術報告、特許において修士論文と同等以上の価値があると認められる研究実績を有する者であること。

## ○ 鳥取大学大学院連合農学研究科の社会人受入れに関する申合せ

〔平成元年5月29日  
連合農学研究科要項等第9号〕

- 1 鳥取大学大学院連合農学研究科は、学生として民間企業及び国・地方公共団体(以下「事業所」という。)の職員で入学資格を有するものを積極的に受け入れるため、事業所において次の各号のいずれかに該当する制度又は措置に基づき、職務専念の義務を免除され、学業に専念できる者について  
受験の機会を与えるものとする。
  - (1) 休職制度
  - (2) 研修制度
  - (3) 派遣制度
  - (4) その他勤務場所を離れ、指導教員の下で常時研究指導を受けられることのできる措置
- 2 前項の規定に基づき受験しようとする者には、当該事業所から受験承諾書を提出させるとともに、入学の際には別紙様式による承諾書を提出させるものとする。

附 則(令和6年2月16日連合農学研究科要項等第6号)  
この規則は、令和6年2月16日から施行する。